

国立研究開発法人物質・材料研究機構 苦情処理委員会規程

平成18年3月31日
18規程第15号

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人物質・材料研究機構定年制職員就業規則（平成18年3月31日 18規程第46号）第78条、国立研究開発法人物質・材料研究機構キャリア形成職員就業規則（平成20年3月31日 20規程第16号）第78条及び国立研究開発法人物質・材料研究機構任期制職員就業規則（平成18年3月28日 18規程第47号）第66条に基づき、定年制職員、キャリア形成職員及び任期制職員（以下「職員等」という。）の人事、給与等の人事に関するあらゆる苦情、不満に関し、申立の道を開くことによって、人事の公正性を確保することを目的とする。

(苦情の定義)

第2条 職員等が、次の各号に掲げる事項に関して、個人を主体とする苦情を有する場合には、この規程で定める手続きにより、苦情処理委員会に対して、その解決を請求することができる。

- (1) 就業規則、労使協定及び労働協約の適用、解釈に関する事項
- (2) 日常の労働条件に係る法令、規程等の適用、解釈に関する事項
- (3) その他日常の労働条件並びに労働環境に関する事項

(苦情処理委員会)

第3条 理事長は苦情処理委員会（以下「委員会」という）を設置し、委員会に苦情処理委員（以下「委員」という。）を置く。

(委員会の構成)

第4条 委員会は、次の各号の者により構成する6名とする。

- (1) 理事長の推薦する3名。
- (2) 職員の過半数で組織する労働組合がある場合においては、組合を代表する者、職員の過半数で組織する労働組合がない場合においては、職員の過半数を代表する者（以下「職員代表者」という。）の推薦する3名
- 2 委員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 委員に欠員が生じた場合は、後任者の任期は前任者の任期の残任期間とする。
- 4 理事長及び職員代表者は、委員が苦情申立人となった場合には、当該委員に変えて他の職員を推薦することができる。

(申告手続き)

第5条 職員等が、その有する苦情の解決を求めようとする場合には、委員会に申告するものとする。

- 2 職員等の身分を失った者が、当該処分に関して苦情を有する場合には、その発令通知のあった日から30日以内に限り、申告することができる。
- 3 苦情を申告するときは、苦情申告書（様式第1号）に次の事項を明瞭かつ詳細に記載し、提出しなければならない。
 - (1) 申告者の所属及び氏名

- (2) 苦情の理由
- (3) 希望する措置

(事前審査及び決定)

- 第6条 申告を受けた委員会は、その事案について事前審査を行い、その詳細を整理し、14日以内に受理又は却下を決定しなければならない。
- 2 事前審査に当たって委員が必要であると認める場合には、苦情申告者、当事者のほか証人又は参考人に対し、出頭又は書面による報告を求めることができる。
 - 3 委員会は、第1項の規定による事前審査の結果、却下しない場合には、当該申告を受理し、処理するものとする。

(申告の却下)

- 第7条 申告を受けた委員会は、事前審査の結果、次の各号の一に該当すると認める場合には、その申告を却下するものとする。
- (1) 団体交渉事項により解決すべき事項
 - (2) 労働条件に関係しない事項
 - (3) その他苦情として取り扱うことが適当でないと認められる事項
- 2 委員会は、前項の規定により却下する場合には、裁定書(様式第2号)に理由を付して、速やかに苦情申告者又は異議申立者に、その旨を通知しなければならない。

(事実審理)

- 第8条 申告を受けた委員会は、受理した事案について、その解決に必要な事実審理を行い、その詳細を整理しなければならない。
- 2 事実審理を行うに当たって必要があると認める場合には、委員会は、苦情申告者、当事者のほか証人又は参考人に対して、出頭又は書面による報告を求めることができる。

(処理期間)

- 第9条 委員会は、申告を受理した日から14日以内に審理を行い、その後速やかに処理しなければならない。
- 2 前項の「申告を受理した日」とは、その申告に基づく第6条に規定する最初の委員会の開催日とする。

(第三者による解決の斡旋)

- 第10条 委員会において、事案の解決上必要があると認める場合には、その選定した第三者に斡旋を依頼することができる。

(会議の非公開)

- 第11条 委員会は、原則として非公開とする。ただし、出席委員、苦情申告者、当事者のほか証人又は参考人の意見が一致した場合には、公開することができる。

(委員会の決定)

- 第12条 委員会の決定は、委員全員の一致による。
- 2 委員会は、第9条の期間内に審理が終了しないときは、当該申告に係る審理の進行状況及び審理終了時期の見通しを、理事長及び苦情申告者に示さなければならない。

(裁定書の作成)

第13条 委員会は、苦情の解決に当たって裁定書(様式第2号)を作成し、遅滞なく、苦情申告者に交付しなければならない。

(異議の申し立て)

第14条 苦情申告者又は当事者が、委員会の裁定又は却下に対して異議のある場合には、その裁定又は却下の日から14日以内に、委員会に対して、異議申立書(様式第1号)により異議の申し立てをすることができる。

2 前項の異議申し立てを受けた委員会の苦情処理期間は、第9条第1項の例によるものとする。

3 委員会で審理し、理事長及び苦情申立者に報告した内容と同一の内容の申し立てについては、再審理は行わない。

(会議の運営の細目)

第15条 委員会は、その運営上及び必要があると認めるときは、運営の細目について協議し、定めることができる。

(事務局の設置)

第16条 委員会の事務局は、人事・総務部門人事室とする。

(機密保持等)

第17条 委員会の委員及び関係者は、苦情処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(裁定の効力)

第18条 委員会及び関係当事者は、この規程の定める苦情処理手続きによって、最終的に決定された裁定を尊重し、速やかに必要な措置を講じなければならない。

(効力の発生)

第19条 申告された苦情が解決された場合には、当該裁定の効力発生の時期について、事実上そ及できる範囲内においてその効力発生の期日をさかのぼることができるものとする。

(不利益取り扱いの禁止)

第20条 機構は、苦情申告者、当事者のほか証人又は参考人に対して、不利益な取り扱いをしてはならない。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日 20規程第46号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月9日 21規程第30号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月29日 22規程第3号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年5月11日 23規程第66号)

この規程は、平成２３年５月１１日から施行し、平成２３年４月１日から適用する。

附 則（平成２７年３月２４日 ２７規程第３２号）

この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則（平成２８年４月２８日 ２８規程第７８号）

この規程は、平成２８年４月２８日から施行し、平成２８年４月１日から適用する。

附 則（令和３年６月１日 ２０２１規程第６７号）

この規程は、令和３年６月１日から施行する。

附 則（令和７年３月２６日 ２０２５規程第３８号）

この規程は、令和７年４月１日から施行する。